

すみだステップハウスおおぞら条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（設置） 第1条 障害児、障害者等の社会的自立を促し、その福祉の増進及び生活の充実を図るため、すみだステップハウスおおぞら（以下「ステップハウス」という。）を東京都墨田区立花三丁目2番9号に設置する。	〔同左〕 第1条 障害児、障害者等の社会的自立を促し、その福祉の増進及び生活の充実を図るため、すみだステップハウスおおぞら（以下「ステップハウス」という。）を東京都墨田区文花一丁目32番7号に設置する。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。